



2023年3月20日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社  
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎  
(コード番号 9506 東証プライム)  
問合せ先 販売カンパニー リビング営業部  
リビング統括課長 石山 肇  
(TEL. 022-225-2111)

## 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱いに係る再発防止体制の強化について

当社は、東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を閲覧していた事案等が確認されたことを受けて、社内に「調査委員会」を立ち上げ、社長が委員長を務める「企業倫理・法令遵守委員会」が直接関与する体制のもと、徹底した調査および詳細な原因分析を行い、再発防止策を策定いたしました。(2023年2月28日お知らせ済み)

再発防止策については、ハード・ソフトの両面で、早期に着手できるものから、順次実施しておりますが、再発防止策の確実な実行・定着化を図る観点から、これまでの「調査委員会」に代わり、4月1日より、再発防止策の実行・モニタリング機能に特化した「行為規制遵守委員会」、ならびに販売カンパニーにおける再発防止策の確実な実行を担う「再発防止実行チーム」を設置するとともに、内部監査部門に新たに専任組織を組成することといたしました。

併せて、社外の有識者や弁護士等より、再発防止に向けた取り組み状況全般に対して、四半期を目安に「助言・監修」を受ける仕組みも構築し、第三者の視点も入れながら、再発防止策が確実に実施され、実効性を伴うものとなっていることを、客観的かつ機能的にチェックいたします。

また、東北電力グループ社員に対し、行為規制や個人情報保護法等の関連法案を含め、法令の遵守を改めて徹底していく観点から、「東北電力グループ行動指針」を一部改定(追記)<sup>※</sup>することとしております。

当社といたしましては、二度と同様の事案を発生させないよう、引き続き、再発防止の徹底に努めてまいります。

以 上

※ 「東北電力グループ行動指針」の改定は、今後の取締役会で決定する予定

(参考1) 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱いへの対応

(参考2) モニタリング・チェック体制の構築

# 【参考 1 : 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱いへの対応】

- 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱い事案を受けた再発防止策の実施状況の確認および実効性向上のため、客観的にモニタリング・チェックする体制として、新たに社内監査部門に専任組織を組成し、第三者の視点を入れたチェック体制を構築する。

## 本事案の概要

### 事案①

#### (新電力お客さま情報の閲覧)

・業務端末の誤配置・誤設定等により、東北電力ネットワークが管理する新電力顧客に係る非公開情報を東北電力従業員が閲覧した。

### 事案②

#### (NW管理システムの閲覧)

・経済産業省が、東北電力ネットワークに付与したID等を利用し、東北電力従業員3名が同省のシステムアクセスし非公開情報を閲覧した。

## 発生原因の分析

### ハード面

- ・2社間の業務端末の誤配置、端末利用ルールの不足
- ・2社間の業務端末の誤設定

### ソフト面

- ・コンプライアンス意識の欠如、知識の不足
- ・コンプライアンスに係るコミュニケーション不足

## 再発防止策の実行・チェック体制

### ハード面

- 実施済  
速やかに着手  
最終形
- ・端末設定を変更済、管理の徹底
- ・IDによる利用認証方式へ変更
- ・別々のシステムを保有・管理 (物理分割)

### ソフト面

- 意識改革
- ・グループ行動指針の改定
- ・企業倫理、法令遵守教育の充実

次頁に詳細説明

### 体制面

モニタリング・チェック機能

社外

客観性

社内

第三者の視点も入れたチェック体制の構築

内部監査部門に専任組織を組成し、モニタリング機能を強化

- ・営業活動への利用なし、個人情報の外部流出なしを確認

# 【参考2：モニタリング・チェック体制の構築】

- 企業倫理・法令遵守委員会の中に、4月1日より行為規制遵守委員会を設置し、第三者の視点によるチェックも取り入れ、再発防止策の実行性向上、および、モニタリング・チェック体制の強化を図る。
- 2023年度は、以下の体制で、四半期ごとに再発防止策の実施状況をモニタリング・チェックしていく。

